

## 関税率表解説改正

新	旧
第 17 部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品	
<p>注</p> <p>1 この部には、第95.03項又は第95.08項の物品及び第95.06項のボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を含まない。</p> <p>2 ~ 5 (省略)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p style="text-align: center;">( ) 部の概説</p> <p>この部には、各種の鉄道車両及び空気浮上式鉄道（86類）、その他の陸上走行車両（陸上走行用又は水陸走行用の空気クッションビークルを含む。）（87類）、航空機及び宇宙飛行体（88類）、船舶、水上走行用の空気クッションビークル及び浮き構造物（89類）を含むものとし、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (b) (省略)</p> <p>(c) がん具、ある種の冬季スポーツ用具及び興行用の車両。この部には、例えば、がん具の自転車（二輪車以外のもの）、幼児が乗るために設計した足踏み自動車等、がん具のポート及び航空機（95.03）、ボブスレー、トボガンその他これらに類する物品（95.06）、バンパーカー（95.08）を含まない。</p> <p style="text-align: center;">( ) ~ ( ) (省略)</p>	<p>注</p> <p>1 この部には、<u>第95.01項、第95.03項又は第95.08項</u>の物品及び第95.06項のボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を含まない。</p> <p>2 ~ 5 (省略)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p style="text-align: center;">( ) 部の概説</p> <p>この部には、各種の鉄道車両及び空気浮上式鉄道（86類）、その他の陸上走行車両（陸上走行用又は水陸走行用の空気クッションビークルを含む。）（87類）、航空機及び宇宙飛行体（88類）、船舶、水上走行用の空気クッションビークル及び浮き構造物（89類）を含むものとし、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (b) (省略)</p> <p>(c) がん具、ある種の冬季スポーツ用具及び興行用の車両。この部には、例えば、がん具の自転車（二輪車以外のもの）、幼児が乗るために設計した足踏み自動車等、がん具のポート及び航空機（95.01又は95.03）、ボブスレー、トボガンその他これらに類する物品（95.06）、バンパーカー（95.08）を含まない。</p> <p style="text-align: center;">( ) ~ ( ) (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
86.06 鉄道用又は軌道用の貨車（自走式のものを除く。） 8606.10 - タンク車その他これに類する車両 （削除） 8606.30 - 荷降機構付きの貨車（第8606.10号のものを除く。） （省略）  （省略）	86.06 鉄道用又は軌道用の貨車（自走式のものを除く。） 8606.10 - タンク車その他これに類する車両 8606.20 - 断熱車、冷蔵車及び冷凍車（第8606.10号のものを除く。） 8606.30 - 荷降機構付きの貨車（第8606.10号又は第8606.20号のものを除く。） （省略）  （省略）

## 関税率表解説改正

新	旧
<p><b>第 87 類</b> <b>鉄道用及び軌動用以外の車両並びにその部分品及び附属品</b></p> <p>注 1 ~ 3 (省略) 4 第87.12項には、すべての幼児用自転車を含む。その他の幼児用乗物は、<u>第95.03項</u>に属する。</p> <p style="text-align: center;">総 説 (省略)</p> <p>この類には、次の物品を含まない。 ( a ) (省略) ( b ) 車輪付きがん具（幼児が乗るために設計したものに限る。）及び幼児用車（幼児用二輪自転車）を除く（<u>95.03</u>）。 ( c ) ~ ( d ) (省略)</p>	<p><b>第 87 類</b> <b>鉄道用及び軌動用以外の車両並びにその部分品及び附属品</b></p> <p>注 1 ~ 3 (省略) 4 第87.12項には、すべての幼児用自転車を含む。その他の幼児用乗物は、<u>第95.01項</u>に属する。</p> <p style="text-align: center;">総 説 (省略)</p> <p>この類には、次の物品を含まない。 ( a ) (省略) ( b ) 車輪付きがん具（幼児が乗るために設計したものに限る。）及び幼児用車（幼児用二輪自転車）を除く。（<u>95.01</u>） ( c ) ~ ( d ) (省略)</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>87.08 部分品及び附属品(第87.01項から第87.05項までの自動車用のものに限る)</p> <p>8708.10 - バンパー及びその部分品 - 車体(運転室を含む。)のその他の部分品及び附属品</p> <p>8708.21 - - シートベルト</p> <p>8708.29 - - その他のもの</p> <p><u>8708.30 - ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品</u></p> <p><u>8708.40 - ギヤボックス及びその部分品</u></p> <p><u>8708.50 - 駆動軸(差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。)及び非駆動軸並びにこれら部分品</u> (削除)</p> <p>8708.70 - 車輪並びにその部分品及び附属品</p> <p><u>8708.80 - 懸架装置及びこれらの部分品(ショックアブソーバーを含む。)</u> - その他の部分品及び附属品</p> <p><u>8708.91 - - ラジエーター及びその部分品</u></p> <p><u>8708.92 - - 消音装置(マフラー)及び排気管並びにこれらの部分品</u></p> <p><u>8708.93 - - クラッチ及びその部分品</u></p> <p><u>8708.94 - - ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス並びにこれら部分品</u></p> <p><u>8708.95 - - 安全エアバッグ(インフレーターシステムを有するものに限る。)及びその部分品</u></p> <p>8708.99 - - その他のもの</p> <p>(省略) この項の部分品及び付属品には、次のような物品を含む。 (A)～(D) (省略) (E) 駆動軸(差動装置を有するものに限る。)、非駆動軸(前車軸又は後車軸)、差動装置のケーシング、游星歯車装置、スタブアクスル(axle journals)及びスタブアクスルのプラケット (F)～(H) (省略) (I)～(J) (省略) (K) (省略) (L) (省略)</p>	<p>87.08 部分品及び附属品(第87.01項から第87.05項までの自動車用のものに限る)</p> <p>8708.10 - バンパー及びその部分品 - 車体(運転室を含む。)のその他の部分品及び附属品</p> <p>8708.21 - - シートベルト</p> <p>8708.29 - - その他のもの - ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品</p> <p><u>8708.31 - - ブレーキライニング(取り付けたものに限る。)</u></p> <p><u>8708.39 - - その他のもの</u></p> <p><u>8708.40 - ギヤボックス</u></p> <p><u>8708.50 - 駆動軸(差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。)</u></p> <p><u>8708.60 - 非駆動軸及びその部分品</u></p> <p>8708.70 - 車輪並びにその部分品及び附属品</p> <p><u>8708.80 - 懸架装置用ショックアブソーバー</u> - その他の部分品及び附属品</p> <p><u>8708.91 - - ラジエーター</u></p> <p><u>8708.92 - - 消音装置又は排気管</u></p> <p><u>8708.93 - - クラッチ及びその部分品</u></p> <p><u>8708.94 - - ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス</u></p> <p>(新規)</p> <p>8708.99 - - その他のもの</p> <p>(省略) この項の部分品及び付属品には、次のような物品を含む。 (A)～(D) (省略) (E) 差動装置付きの後車軸及び駆動軸、差動装置のケーシング及び游星歯車装置 (F)～(H) (省略) (I)～(J) 非駆動軸(前車軸又は後車軸)、ハブ、スタブアクスル(axle journals)及びスタブアクスルのプラケット (K) (省略) (L) (省略)</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>(L) (省略)          (M) (省略)          (N) (省略)  <u>(O) インフレーターシステムを有する各種の安全エアーバッグ (例えば、運転手側のエアーバッグ、助手席側のエアーバッグ、側面からの衝撃に対する乗員の保護のためにドアーパネル内に装填されたエアーバッグ、乗員の頭部に対する特別な保護のために車両の天井部分に装填されたエアーバッグ) 及びその部分品。インフレーターシステムは、エアーバッグの中に噴出するガスを膨張させるための容器入りの発火剤と点火装置を含む。この項には、インフレーターシステムの部分品とは認められない遠隔探査装置、電子制御装置を含まない。</u></p>	<p>(M) (省略)          (N) (省略)          (O) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(新規)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>87.12 自転車（運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には次の物品を含まない。</p> <p>( a ) 補助原動機付きの自転車（87.11）            ( b ) 幼児用自転車（幼児用二輪車以外のものに限る。）<u>( 95.03 )</u>            ( c ) 興行用設備のみに適する特殊自転車（95.08）</p>	<p>87.12 自転車（運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には次の物品を含まない。</p> <p>( a ) 補助原動機付きの自転車（87.11）            ( b ) 幼児用自転車（幼児用二輪車以外のものに限る。）<u>( 95.01 )</u>            ( c ) 興行用設備のみに適する特殊自転車（95.08）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>88.01 気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機</p> <p>(削除) (削除)</p> <p>(省略)</p>	<p>88.01 気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機</p> <p><u>8801.10 - グライダー及びハンググライダー</u> <u>8801.90 - その他のもの</u></p> <p>(省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p><b>第 89 類</b> <b>船舶及び浮き構造物</b></p> <p>(省略)</p> <p>総 説 (省略)</p> <p>( A ) (省略) ( B ) 各種材料製の船体 (省略)</p> <p>( 1 ) ~ ( 7 ) (省略) ( 8 ) プロペラ及び外輪車<u>(84.87)</u> ( 9 ) (省略)</p> <p>この類には、次の物品も含まない。 ( a ) ~ ( c ) (省略) ( d ) ボートの形状をした車輪付きのがん具（幼児が乗るために設計したものに限る。 ) 及びその他のがん具。 ( 95.03 ) ( e ) ~ ( g ) (省略) (省略)</p>	<p><b>第 89 類</b> <b>船舶及び浮き構造物</b></p> <p>(省略)</p> <p>総 説 (省略)</p> <p>( A ) (省略) ( B ) 各種材料製の船体 (省略)</p> <p>( 1 ) ~ ( 7 ) (省略) ( 8 ) プロペラ及び外輪車<u>(84.85)</u> ( 9 ) (省略)</p> <p>この類には、次の物品も含まない。 ( a ) ~ ( c ) (省略) ( d ) ボートの形状をした車輪付きのがん具（幼児が乗るために設計したものに限る。 ) <u>(95.01)</u> 及びその他のがん具。 ( 95.03 ) ( e ) ~ ( g ) (省略) (省略)</p>